

貝塚市下水道排除基準

令和6年12月11日改正

項	区 分	特定施設の設置者			特定施設の設置者以外の者			主 な 処 理 法
		50 m ³ /日以上	30 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	30 m ³ /日未満	50 m ³ /日以上	30 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	30 m ³ /日未満	
健	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	薬品沈殿法、吸着法
	シアン化合物	1	1	1	1	1	1	アルカリ塩素法
	有機リン化合物	1	1	1	1	1	1	吸着法
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	薬品沈殿法、吸着法
	六価クロム化合物	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	還元法、イオン交換法
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	薬品沈殿法、吸着法
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(総水銀化合物)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	凝集沈殿法、吸着法
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	薬品沈殿法、吸着法
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	凝集沈殿法、吸着法
	康	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	吸着法、曝気法
ジクロロメタン		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	吸着法、曝気法
四塩化炭素		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	吸着法、曝気法
1,2-ジクロロエタン		0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	吸着法、曝気法
1,1-ジクロロエチレン		1	1	1	1	1	1	吸着法、曝気法
1,1,1-トリクロロエタン		3	3	3	3	3	3	吸着法、曝気法
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	吸着法、曝気法
1,1,3-ジクロロプロペン		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	吸着法、曝気法
チウラム		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	吸着法
目	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	吸着法
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	吸着法
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	曝気法、吸着法
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	還元法、イオン交換法
	ほう素及びその化合物	10	10	10	10	10	10	イオン交換法
	ふっ素及びその化合物	15	15	15	15	15	15	薬品沈殿法
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	酸化分解法
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380(125)	380(125)	380(125)	380(125)	380(125)	380(125)	生物処理、物理化学処理
	ダイオキシン類	10pg/L	10pg/L	10pg/L	10pg/L	10pg/L	10pg/L	酸化分解法、
	環	フェノール類	新設 1 既設 5	新設 1 既設 5	1	1	1	1
銅及びその化合物		1	1	1	1	1	1	薬品沈殿法
亜鉛及びその化合物		2	2	2	2	2	2	薬品沈殿法
鉄及びその化合物(溶解性)		10	10	10	10	10	10	薬品沈殿法
マンガン及びその化合物(溶解性)		10	10	10	10	10	10	薬品沈殿法
クロム及びその化合物		2	2	2	2	2	2	薬品還元法、吸着法
生物化学的酸素要求量(BOD)		600(300)	600(300)	—	600(300)	600(300)	—	生物化学的処理法
浮遊物質(SS)		600(300)	600(300)	—	600(300)	600(300)	—	沈殿法、ろ過法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		5	5	5	5	5	5	凝集沈殿法
動植物油類含有量		30	30	30	30	30	30	浮上分離法
目	水素イオン濃度(pH)	5~9(5.7~8.7)	5~9(5.7~8.7)	5~9(5.7~8.7)	5~9(5.7~8.7)	5~9(5.7~8.7)	5~9(5.7~8.7)	中和法
	窒素含有量	240(150)	—	—	240(150)	—	—	生物処理、物理化学処理
	燐含有量	32(20)	—	—	32(20)	—	—	薬品凝集沈殿法
	温度	45°C(40°C)	45°C(40°C)	45°C(40°C)	45°C(40°C)	45°C(40°C)	45°C(40°C)	空冷法、水冷法
	ヨウ素消費量	220	220	220	220	220	220	曝気法、薬品酸化法
	色又は臭気	排出先で支障をきたすような色又は臭気を帯びてはならない。						

- 備考 1. 単位はpH、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/Lである。また排除基準は、pHについてはこの範囲内、他についてはこの値以下である。(BOD、SS、窒素含有量、燐含有量、アンモニア性窒素等についてはこの値未満)
2. BOD、SS、pH、温度に係る()内の数値は、製造業又は、ガス供給業に適用する。
3. 太枠内は直罰等による規則(下水道法第12条の2)に係る排除基準、太枠外は除害施設設置等の義務に係る排除基準である。
4. 既設とは昭和49年11月1日において設置されている事業場(同日において着工されているものを含む)をいい、新設とは既設事業場以外をいう。
5. 亜鉛及びその化合物は、電気メッキ業の業種の事業場については令和11年12月10日まで4mg/Lの暫定基準が適用されます。
6. 六価クロム化合物は、電気メッキ業の業種の事業場については令和9年3月31日まで0.5mg/Lの暫定基準が適用されます。